

山形市総合スポーツセンターネーミングライツパートナー募集要項（令和8年1月）

1 趣旨

この募集要項は、山形市総合スポーツセンターのネーミングライツ（施設命名権）に関し、募集方法等について必要な事項を定めたものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツの定義

ネーミングライツは、市有施設に提案者の企業名や商品名などを冠した愛称を付与する権利及びこれに付随する諸権利等であり、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、市にその対価を納めていただきます。

ただし、この場合の愛称とは、一般的な呼称として用いられる名称をいい、条例上の施設名称は変更しないものとします。

市は、ネーミングライツパートナーに対し、パートナーメリットとして施設の愛称を命名する権利以外に、施設の状況に応じて設定する各種メリットを付与するものとします。

(2) ネーミングライツパートナーにとっての導入効果

企業名や商品名の宣伝効果が期待できること、愛称を付けた施設の魅力が向上することにより地域経済等の活性化に貢献することができること、企業や商品のイメージアップにつなげることができます。

3 募集の内容

(1) 対象施設

名称	山形市総合スポーツセンター
所在	落合町1番地
対象施設	第一体育館、第二体育館、武道場、弓道場、テニスコート、水泳プール（屋内）、水泳プール（屋外）、合宿所
対象施設に含まれる機能	(1) 第一体育館 50m×40m バレーボール 4面、バスケットボール2面 バドミントン 12面 観客席 4,369席（アリーナにパイプ椅子置いた場合は6,000席） (2) 第二体育館 29m×34m バレーボール 2面、バスケットボール1面 バドミントン 6面 (3) 武道場（柔道場、剣道場各2面ずつ） (4) 弓道場（近的場 9人立、遠的場 12人立） (5) テニスコート 16面 観客席 1,575席及び芝スタンド、テニスコートクラブハウス (6) 屋内プール 25m×7コース (7) 屋外プール 水球及び競技用 50m×9コース 流水プール幅 6m一周 130m、幼児プール直径 10m円形 屋外プールクラブハウス (8) 合宿所（和室5部屋（各定員12名）、洋室10部屋（各定員6名）） (9) 体力測定室 15m×9.5m (10) トレーニングルーム 15m×14.5m (11) 軽運動場 20m×9m (12) チビッコルーム (13) 会議室（大会議室 定員150名、会議室（定員60名1部屋、定員30名3部屋）、ミーティングルーム 定員60名）
年間利用実績 （延べ利用人数）	令和5年度：353,941人、令和6年度：351,908人

- (2) 希望契約金額
年額 800 万円以上（消費税及び地方消費税は別途）
- (3) 契約期間
令和 8 年 4 月 1 日より 3～5 年（最大で令和 13 年 3 月 31 日）以内の期間とし、ネーミングライツパートナーの提案内容との協議により設定することとします。
- (4) 費用負担
名称変更に伴い発生する費用の負担については、次のとおりとします。
なお、ネーミングライツパートナーの費用負担は命名権料とは別に負担していただきます。

区分	ネーミングライツパートナー	市
敷地内外の看板の表示変更 ※看板設置場所は別紙位置図のとおり	○	
市が作成する広報誌等の印刷物及び市のホームページ等の表示変更		○
協定期間終了後の原状回復	○	

- ア 看板の施工の範囲、実施時期及び内容は、市と協議のうえ決定します。
- イ 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ変更可能な表示について行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。
- ウ パンフレット等の印刷物は協定締結後に作成するものを対象とします。
既印刷物については、可能な限り対応します。
- (5) 名称（愛称）
愛称は「スポーツセンター」、「山形（やまがた・ヤマガタ）」を含み、公共の施設にふさわしく、親しみやすく、呼びやすい名称とします。
ただし、次に掲げる名称は付することができません。
- ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- オ 著しく長い又は難解な字句を使用するなど、利用者の混乱を招くおそれのあるもの
- カ 個人の氏名（社名の場合は可）
- キ 商標権を侵害するもの
- ク その他名称として表示することが適当でないと認められるもの
- (6) パートナーメリット（特典）
ネーミングライツパートナーには、次のメリットがあります。
なお、メリットの権利については、第三者への権利譲渡や転貸等はできません。
- ア 協定締結式の実施による報道機関を通じた周知
- イ 市の広報紙やホームページ等における愛称の使用
- ウ 事業者によるネーミングライツパートナーであることの広報・PR
- エ 本施設の管理棟等へのパートナーのブース・ポスター等の設置（自費）
（宣伝ブース、試供品頒布所、施設へのバナー設置など企業提案を広く受け入れます。）
※設置内容・方法等は、市と協議のうえ決定。
- オ 当該施設のネーミングライツ契約の更新にかかる優先交渉権（年間の契約金額が更新前の金額を下回らない場合に限る）

4 応募資格

「山形市ネーミングライツパートナー応募資格要綱」に定める法人又は法人以外の団体とします。
なお、グループで応募する場合は、代表する法人又は法人以外の団体を 1 者選定してください。

5 募集方法

- (1) 募集期間
令和 8 年 1 月 28 日（水）から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで募集を行います。
- (2) 提出書類
次の書類を提出してください。
なお、グループで応募する場合は、グループを構成するすべての法人又は法人以外の団体につ

いて提出してください。

ア ネーミングライツパートナー申込書

イ 誓約書

ウ 役員名簿

エ 企業案内パンフレット等

オ 印鑑証明書

カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

キ 貸借対照表

ク 損益計算書

ケ 納税証明書

A 山形市に納付すべき法人市民税（個人事業主にあつては個人市民税）、固定資産税、都市計画税の納税証明書（発行3か月以内のもの）

B 税務署の発行する証明書（法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの納税証明書）（発行3か月以内のもの）

※山形市税の賦課がない場合は、Bの証明書のみご用意ください

(3) 提出方法

持参又は郵送により下記の提出先まで提出してください。

郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、令和8年2月13日（金）まで必着とします。

持参する場合には、午前8時30分から午後5時15分の間（正午から午後1時まで・土曜日・日曜日・祝日を除く）に提出先まで持参してください。

(4) 提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市文化スポーツ部スポーツ課スポーツ施設管理係

(5) 質問の受付等

提案にあたり質問がある場合には、質問事項を記載した文書（任意様式）をFAX又は電子メールで受け付けます。

なお、公平を期すため、原則として質問に対する回答は、山形市公式ホームページに掲載します。

<質問の送付先> FAX：023-634-0210

E-mail：sports@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(6) 留意事項

ア 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。

イ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

ウ 提出された書類は複写して選定委員会に提示するほか、関係機関に意見を聞くため使用することがあります。

エ 提出された書類は返却しません。

また、情報公開請求があつた場合には、山形市情報公開条例に基づき公開することがあります。

オ 申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 選定方法

(1) 選定委員会の設置

優先交渉者を選定するため、市の関係部局の職員のほか、当該施設に関連する外部の有識者等により構成する選定委員会を設置します。

(2) 優先交渉者の選定

選定委員会において、提出のあつた申込書及び添付書類に基づき、応募者、名称、応募金額、社会貢献の実績等を「山形市総合スポーツセンターネーミングライツパートナー選定委員会要領」により総合的に審査し、優先交渉者を選定します。（選定審査採点表は別紙2のとおり）

応募者が1者のみの場合も、審査を実施します。

(3) 選定結果の通知・ネーミングライツパートナーの公表

選定結果については、応募者に文書で通知します。

市は、優先交渉者との協議を経てネーミングライツパートナーを決定し、ネーミングライツパ

ートナー名、山形市総合スポーツセンターの新名称（愛称）、命名権料について公表します。

(4) 失格とする提案

提出された応募書類が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかとなったとき
- イ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき
- ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- エ その他不正な行為があったとき

7 協定の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、詳細を取り決め、ネーミングライツに関する協定を締結し、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

8 協定の解除

協定締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、市は協定を解除することができますこととします。

この場合、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) 「4 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- (2) 信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれるおそれが生じるとき
- (3) 倒産又は解散したとき

9 その他

- (1) 決定された新名称（愛称）の周知及び使用について

決定された名称については、市が速やかに利用団体等の関係機関に周知・PR を図るものとします。

ただし、利用団体等の印刷物等については作成時期の関係で、反映されない場合があります。

また、新名称（愛称）が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

- (2) 新名称（愛称）の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、協定期間内の名称変更は原則として認めません。

10 導入までの流れ

- (1) ネーミングライツパートナーの募集
- (2) 選定委員会による審査（優先候補者の選定）
- (3) 優先候補者との協議
- (4) ネーミングライツパートナー及び新名称（愛称）の決定
- (5) 協定の締結
- (6) 契約の締結
- (7) 施設の表示等の変更及び市民への周知
- (8) 愛称の使用開始

11 問い合わせ先

山形市文化スポーツ部スポーツ課スポーツ施設管理係

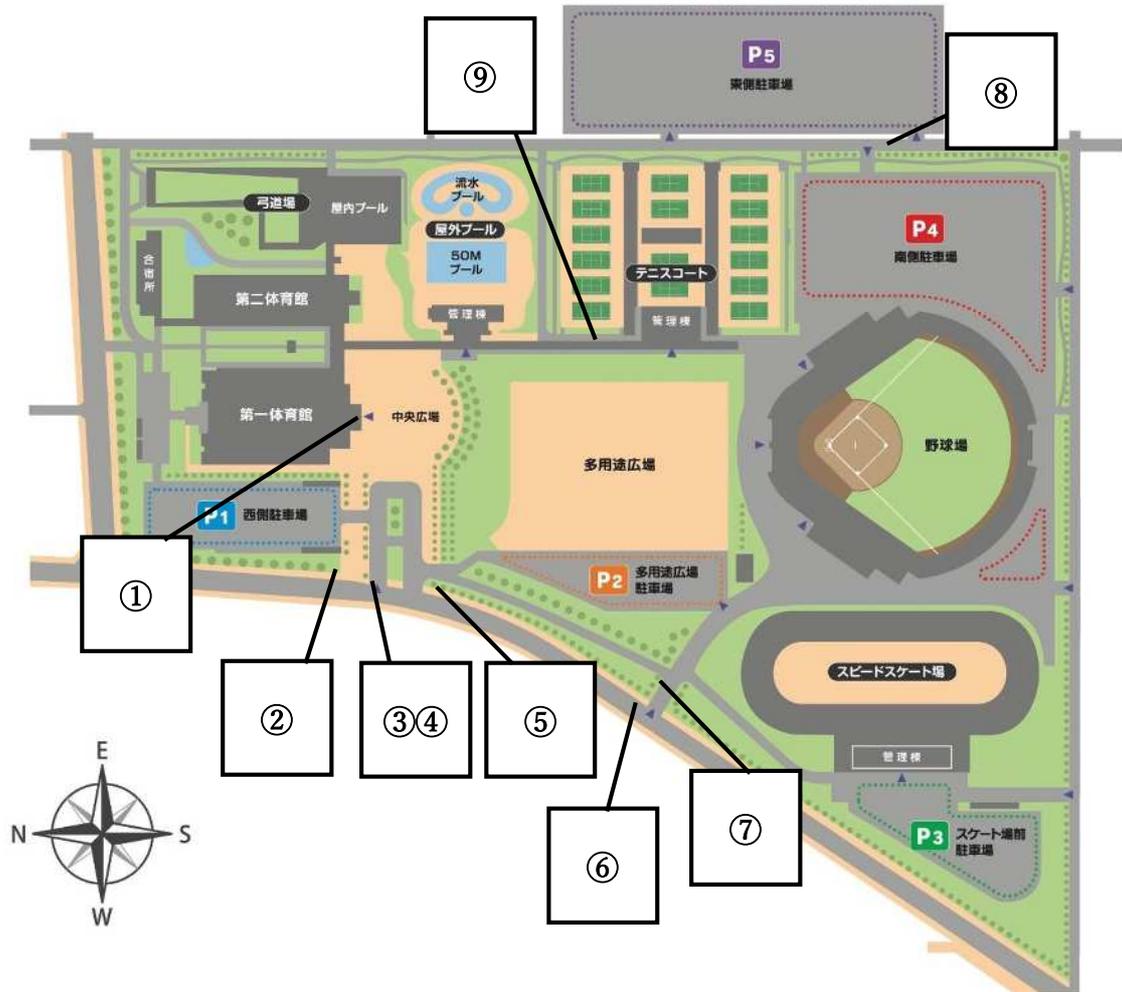
〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL：023-641-1212（内線632、636）

FAX：023-634-0210

E-mail：sports@city.yamagata-yamagata.lg.jp

【別紙 看板位置図】



①第一体育館 正面玄関



②施設案内看板 表面



②裏面



③駐車場表示看板



④入口表示看板



⑤三角柱状看板（そのうち道路側2面）



⑥ 駐車場表示看板



⑦ 駐車場表示看板



⑧ 駐車場表示看板



⑨ 施設案内看板



選定審査採点表

資格要件等		書面審査	
1	応募資格	「山形市ネーミングライツパートナー応募資格要綱」に定める法人又は法人以外の団体である。	適・不適
2	愛称	「山形市総合スポーツセンターネーミングライツパートナー募集要項(令和8年1月)」第3項第5号名称(愛称)に定めるものである。	適・不適

審査項目	評価基準	評価の着目点	評点	傾斜配点	合計点	備考	
			5・4・3・2・1				
1	ネーミングライツ料	提案金額	■提案金額×提案期間の支払総額について 最も金額の高いもの⑤ 第2位④ 第3位③ 第4位② 第5位以下① ※1 支払総額が同額の場合は、年間あたりの支払額がより高額であるものを上位とする ※2 前項について同額である場合は同位とする ※3 希望契約金額(年額800万円)未満については評点①とする	5・4・3・2・1	×8		
2	愛称	愛称の内容	親しみやすいものであるか。 分かりやすいものであるか。 イメージダウンとなるものでないか。	5・4・3・2・1	×4		
3	取得目的	地域活性化への貢献	愛称を付した施設の魅力向上や企業活動・地域貢献活動等の取組みにより、地域の経済・観光・産業の活性化に貢献することが期待されるか。	5・4・3・2・1	×4		
4	表示	表示方法	表示方法は実現性があるか。 総合スポーツセンターのPR、イメージアップが期待されるか。	5・4・3・2・1	×2		
5	応募者	経営の安定性 社会貢献等の実績	経営状況は安定しているか。 社会貢献等の実績の内容は。	5・4・3・2・1	×2		
小計(最高得点100点)			・5「非常に優れている」・4「優れている」・3「普通」・2「劣っている」・1「非常に劣っている」 ・「評点」欄の評価する数字に○を付けてください			／100点	

特記事項

--